

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会
定 款 細 則

(平成20年規程第5号)

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第48条の規定により、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の法人運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員会及び理事会

第2条 削除

(報告事項)

第3条 評議員会及び理事会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果
- (3) 第17条の規定に基づく事項（理事会のみ）
- (4) その他評議員又は役員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第4条 定款第14条第1項に定める招集は、評議員会開催日の7日前までに評議員に対して書面をもって行うものとする。ただし、開催する評議員会が定時評議員会であるときは、評議員及び監事に対して行うものとする。

2 前項の書面には、原則として議案書その他関係資料を添付するものとする。

(理事会の招集)

第4条の2 定款第28条第1項に定める招集は、理事会開催日の7日前までに理事及び監事に対して書面をもって行うものとする。

2 前項の書面には、原則として議案書その他関係資料を添付するものとする。

(関係者の出席)

第5条 評議員会又は理事会の議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(表決の方法)

第6条 評議員会及び理事会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、評議員及び理事に異議がないと認めたときは、これを確認し、前項の表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

第7条 削除

(欠席評議員及び理事への報告)

第8条 会長は、評議員会又は理事会に欠席した評議員又は理事に対して、議事の概要及び議決結果を記録した書面を評議員会又は理事会の終了後速やかに送付するものとする。

第3章 監 査

(監査の実施)

第9条 定款第39条第1項に規定する監事の監査は、理事会までに実施するものとする。

(監査報告)

第10条 監事は、監査の終了後、監査報告書を提出し、署名押印の上、理事会及び定時評議員会に報告するものとする。

2 監事は、前条に基づく監査の終了後、監査報告書を作成し、春日井市長に報告するものとする。

第4章 評議員及び役員並びに重要な職員の選任等

(選任手続き)

第11条 会長は、評議員候補者を理事会に推薦しようとするときは、当該評議員候補者として推薦しようとする者から当該推薦に係る理事会開催の日の前日までに就任承諾書及び履歴書の提出を受けなければならない。

2 会長は、役員に選任しようとするときは、当該役員に選任しようとする者から当該選任に係る評議員会開催の日の前日までに就任承諾書及び履歴書の提出を受けなければならない。

3 会長は、評議員選任・解任委員会が評議員を選任し、又は評議員会が役員を選任したときは、当該選任をされた者に対して、遅滞なくその旨を通知するものとする。

る。

(中途退任)

第12条 評議員及び役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第13条 評議員及び役員の欠員補充については、第11条の規定を準用する。

(評議員及び役員名簿)

第14条 会長は、評議員及び役員の選任後速やかに評議員名簿及び役員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

(重要な職員の範囲)

第15条 定款第34条第3項に定める重要な職員は、事務局長とする。

第5章 業務の専決

(業務の専決)

第16条 定款第27条の規定に基づき、会長が専決することができる本会の日常の業務は次に掲げるものとする。

- (1) 職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、本会の運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって、予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められた物品の売却又は廃棄。ただし、本会の運営に重大な影響がある固

定資産を除く。

- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 福祉サービス利用者の日常の支援に関する事。
- (10) 福祉サービス利用者の預り金の日常の管理に関する事。
- (11) 寄附金の受入に関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (12) 本会に関する情報の開示に関する事。
- (13) 補助金契約等に関する事。
- (14) その他本会の規程等で定める事項

(専決の報告)

第17条 会長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

第6章 公 告

(公告の特例)

第18条 この法人の公告のうち、解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、定款第47条の規定にかかわらず官報に掲載しなければならない。

第7章 細則の変更

(変更)

第19条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

附 則 (平成20年規程第5号)

(施行期日)

この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第1号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第7号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第2号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第6号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

